

生駒山系花屏風活動支援事業助成要綱

(目的)

第 1 条 この事業は、生駒山系花屏風構想の実現へ向けた府民が参加する森林保全活動及び同構想の発展普及啓発に資する生駒山系における自然・地域・人をつなぐ体験活動を支援する。

(助成対象)

第 2 条 生駒山系において、府民が参加する次の活動を助成対象とする。

- (1) 植樹、下草刈り、除伐、危険木・支障木伐採等の森林保全活動。
- (2) 申請団体が主催し参加者を公募して実施する以下の体験活動、及び普及啓発事業。
 - ①植物や鳥、昆虫などの生き物の保全、育成に関する活動。
 - ②自然観察会や野外体験学習活動。
 - ③森林保全や自然観察会などのボランティアを養成する活動。
 - ④生駒山系花屏風構想の普及啓発に資する行事。

(助成団体)

第 3 条 この事業により助成を受けることができる団体は、大阪府内に所在し、次の条件を満たす団体とする。

- (1) 特定非営利活動法人及び法人格なき社団のうち非収益団体で代表者及び規約・会則等の定めがあるもの。(NPO、研究グループ、実行委員会、活動クラブ、友の会、ボランティア団体等。)
- (2) 日本国内に活動の場を有する団体であること。
- (3) 営利を目的とせず、公益性を有する事業を実施する団体であること。
- (4) 国、又は地方公共団体、独立行政法人、民間企業、学校法人でないこと。
(但し、複数の法人、私人で構成する実行委員会は可能とする。)
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(助成金)

第 4 条 この事業による助成額の上限は 1 団体につき 10 万円とする。

(助成内容)

第 5 条 助成の対象は、次表の経費とする。

区 分	内容・注意要件
備品費	機器等で事業に直接必要なもの。 草刈り機、チェーンソー、カメラ、パソコンやプリンター等高額で汎用性のあるものは不可。
消耗品費	事務用品、コピー紙、花苗、肥料、支柱、替刃、機器の燃料代等で事業に直接必要なもの。
使用料賃借料	会場などの借り上げ料、プロジェクターやスクリーン、発電機など機材のレンタル料金、レンタカー料金、保険費用など。
印刷製本費	報告書やチラシ、ポスターなどの作成費（※コピー料金は消耗品費に計上してください）。
通信運搬費	切手代、宅配便や備品消耗品送料など。
賃金	警備員、司会等に対する申請団体以外の雇用者へ支払う費用。
謝金	外部講師・外部専門家等へ支払う費用（※申請団体、共同実施者等への謝金は対象外）。
旅費交通費	外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費。
委託費	会場設営、基盤造成、危険木伐採など専門的技術、建設機械の使用などが必要とされる場合についてのみ対象経費として認める。

（事業実施期間）

第 6 条 事業実施期間は、事業採択の通知日から当該年度の 2 月 1 0 日までとする。

（申請書類）

第 7 条 助成を受けようとする者は、生駒山系花屏風活動支援事業申請書（様式第 1 号）を作成し、別途定める期日までに協議会あて提出する。

（審査及び決定）

第 8 条 協議会は、申請書をもとに採否を決定し、その旨を申請団体に通知する。（様式第 2 号、第 3 号）

（実績報告書）

第 9 条 申請団体は、事業完了後、実績報告書（様式第 4 号）を協議会あて提出しなければならない。なお、本報告書は活動を完了した日の翌日から 3 0 日以内、又は当該年度の 2 月 1 0 日までのいずれか早い日までに協議会あて提出する。

（助成金の交付）

第 10 条 協議会は、事業の公正な実施を確保するため、第 8 条の採択通知時の交付決定額を上限に事業完了後の精算払いにより交付する。

2 助成金の交付が無いと事業が実施できない場合は、申請時に助成金概算払い請求理由書（様式第 5 号）を提出し、協議会で認める場合は概算払いにより交付する。

3 概算払いによる助成額が実績額を下回った場合、申請団体は助成金を返還する。

（活動計画の変更等）

第 11 条 採択決定後、申請団体は事業計画を中止あるいは変更するときは、協議会と事前に協議すること。

（助成金の交付取消し）

第 12 条 申請団体は、申請した事業計画を誠実に履行するものとする。

2 虚偽の申請、又はこの要綱に違反する事実があった場合、助成金の全部、又は一部を取り消す。

3 当該取消しについて、既に助成金が交付されているときは期限を定めて当該助成金の全部、又は一部の返還を求め、助成を受けた団体はこれに応じなければならない。

（その他）

第 13 条 申請団体は当該事業が生駒山系花屏風活動支援事業の助成により実施されていることを広報するものとする。

2 当該事業の終了後に、申請団体はホームページ、又は会報等で当該事業の実施内容を報告すること。

附則

この規定は平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日から施行する。

この規定は平成 2 7 年 7 月 2 8 日から施行する。

この規定は令和 3 年 7 月 1 4 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 7 月 1 9 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 7 月 1 6 日から施行する。

生駒山系花屏風活動支援事業申請書

令和 年 月 日

生駒山系森づくりサポート協議会

(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室) 御中

申請団体名称

代表者職氏名

所在地(〒 -)

TEL

FAX

令和 年度において、下記のとおり、生駒山系花屏風活動を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 活動名

2. 活動内容

活動区分	(1) 森林保全活動 ①植樹、下草刈り、除伐、危険木・支障木伐採等。 (2) 体験活動・普及啓発事業 ①植物や鳥、昆虫などの生き物の保全、育成に関する活動。 ②自然観察会や野外体験学習活動。 ③森林保全や自然観察会などのボランティアを養成する活動。 ④生駒花屏風構想の普及啓発に資する行事。
活動場所	
活動内容	
活動面積	
活動回数	
参加者数	

(注1) 活動区分は、該当するいずれかに○印を記載する。(複数○も可)

(注2) 申請団体の規約、又は会則等・位置図・現況写真・別表1を添付すること。

(注3) 活動区分(1)を申請する団体は、計画平面図を添付すること。

(注4) 活動区分(2)を申請する団体は、参加者の安全対策の計画を活動内容に記入すること。

3. 助成金申請額 ￥ 円

(注) 別表1及び見積書の合計金額と整合すること。

4. スケジュール

5. 申請団体の概要

団体の名称			
団体の代表者名			
団体の設立年月日		年 月 日	
連絡先	住 所	(〒 -)	
	電 話 番 号 F A X 番号		
会 員 数 (構成内訳)			
活動目的			
主な活動内容			
主な活動地			

連絡先（代表者と違う場合のみ記入）

担当者職氏名	
電話番号	
FAX 番号	

6. 振込先

振込先		銀行		支店	
預金種目		1. 普通 2. 当座 (○印)		口座番号	
受 取 人	カタカナ				
	名義				
	電話番号		担当者氏名		

生駒山系花屏風活動支援事業採択通知書

令和 年 月 日

様

生駒山系森づくりサポート協議会
(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

令和 年 月 日付けで申請のあった生駒山系花屏風活動について、下記のとおり助成することとしたので通知します。

記

1. 活 動 名

2. 交付決定額

¥ 円

生駒山系花屏風活動支援事業審査結果通知書

令和 年 月 日

様

生駒山系森づくりサポート協議会
(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

令和 年 月 日付けで申請された生駒山系花屏風活動について、審査の結果、残念ながら今回は不採択になりました。

生駒山系花屏風活動支援事業実績報告書

令和 年 月 日

生駒山系森づくりサポート協議会

(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室) 御中

申請団体名称

代表者職氏名

所 在 地 (〒 -)

T E L

F A X

令和 年度生駒山系花屏風活動について、次のとおり実績報告します。

活動名			
実績額	金	円	
活動回数・期間			
延べ参加人数			
活動面積			
詳細実績報告			
日時	参加者数	活動内容	活動面積
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
活動の効果			

(注) 別表 2 及び領収書、参加者への配布物、広報・取材掲載記事並びに活動内容及び購入物品が分かる写真等を添付すること。

助成金概算払い請求理由書

令和 年 月 日

生駒山系森づくりサポート協議会
(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室) 御中

申請団体名称
代表者職氏名
所 在 地 (〒 -)

T E L
F A X

令和 年度生駒山系花屏風活動について、助成金の概算払いを受けたいので、次のとおり申請
します。

理由	
----	--

助成金に係る明細表

項 目	金 額 (税込)	区分	備 考
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	円	—	

※見積書と整合すること。

※金額欄は、見積額を記入すること。

※区分は、要綱第 5 条の表をもとに記入すること。

※自己負担に係る金額は記入の必要がない。

助成金に係る明細表

項 目	申請金額 (税込)	助成金精算金額 (税込)	自己負担額 (税込)	区分	備 考
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
	円	円	円		
合計	円	円	円	—	

※領収書と整合すること。

※区分は、要綱第 5 条の表をもとに記入すること。